

やわたはま生活応援商品券 取扱店募集要項

1 趣旨

物価高騰の影響を受けている生活者の支援と消費低迷・コスト高により停滞感が継続している市内経済の活性化を図るため『やわたはま生活応援商品券（以下「商品券」という。）』という名称の商品券を給付する事業を実施します。

2 商品券の概要

(1) 商品券の額面は、1冊10,000円分（500円券×20枚）です。なお、商品券は、次の2種類となります。

- ① 共通券（市内すべての取扱店で使える商品券）×10枚
- ② 地域応援券（大型店舗のスーパー、ドラッグストア、ホームセンターを除く市内取扱店で使える商品券）×10枚

(2) 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行います。

なお、商品券の使用期間は、令和7年3月1日（土）～令和7年5月31日（土）までです。

(3) つり銭額は出さないものとします。

(4) 有効期限後の商品券の使用はできません。

(5) 商品券の利用対象外となる取引は以下のものとします。

- ① 不動産に関する支払及び金融商品
- ② たばこ
- ③ 商品券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- ④ 国税又は地方税等の公租公課及び国又は地方公共団体に対して支払う使用料等
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、商品券の利用対象として適当でないと認めたもの

3 応募資格・条件(前回(令和5年度実施)のやわたはま生活応援商品券と同様)

市内に店舗を有し事業を営む事業者。

ただし、地域応援券については、大型店舗のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター（各施設の店内に店舗を置くテナント事業者も含む）を除く事業者が対象となります。

4 申込

事前に市の取扱店登録認定を受ける必要があります。

※ 過去の商品券事業で登録した事業者も再度申請が必要です。

申請は下記の①もしくは②の方法で行ってください。

① Web（市HPに記載の申込フォームに入力）

② 登録申請書を市役所商工観光課に提出（FAX可）

（登録申請書は市HPのほか、八幡浜商工会議所、保内町商工会、市役所商工観光課にあります。）

※ 登録認定後、「取扱店運営要領」、「取扱店登録証明書」、「換金請求書」、「取扱店ステッカー」、「案内ポスター（A3サイズ）」、「商品券見本」を送付します。

5 申込期間

令和6年12月下旬～令和7年5月30日（金）まで

※ 令和7年1月31日（金）正午までに申込みいただいた事業者は、商品券発送時に同封する「取扱店一覧チラシ」に掲載します。

6 商品券の換金方法

①換金請求書、②使用済みの商品券、③取扱店登録証明書を揃えて、八幡浜商工会議所、保内町商工会にて換金申請をお申し出ください。

後日、市から取扱店指定口座に換金額を振込みます。

換金受付期間：令和7年3月3日（月）～令和7年6月30日（月）

※ 土、日、祝日を除きます

※ 期限を過ぎると換金請求の受付はできませんので、ご注意願います。

7 注意事項

次に掲げる事項を遵守願います。この要項の各事項を含めて違反したと認められた際は取扱店登録認定を取り消すものとします。

(1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。

(2) 市が配布する取扱店ステッカーを消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。

(3) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。

(4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。

(5) 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。

(6) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。

(7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。